

長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 6 2 2

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。

長野市トップページ>MENU>健康・医療・福祉>
高齢者福祉・介護>介護保険>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

も く じ

- 居宅介護支援事業所 特定事業所集中減算届出書の提出について
【令和7年度前期（判定期間：令和7年3月1日～令和7年8月31日）】
- 福祉施設等に勤務する管理栄養士・栄養士を対象にした研修会の開催について
- 外国人材活用介護事業所見学ツアーの開催のご案内
- 災害時の介護活動に関するアンケートについて（協力依頼）
- 令和7年度「アセッサー講習」受講者募集のご案内について
- 令和7年度介護事業所医療対応力向上研修会のご案内
- 介護予防教室・介護者教室・介護者のつどいのご案内【別紙6】
- 要介護・要支援認定者状況（令和7年7月末日現在）
- 介護保険最新情報について

居宅介護支援事業所 特定事業所集中減算届出書の提出について

【令和7年度前期（判定期間：令和7年3月1日～令和7年8月31日）】

このことについて、次のとおりご提出をお願いします。

1. 判定期間：令和7年度前期（令和7年3月1日～令和7年8月31日）
2. 提出が必要な事業所
 - いずれかのサービスについて、紹介率最高**法人**の割合が80%を超えている場合
※正当な理由の有無にかかわらず提出が必要です。
 - 特定事業所集中減算の適用の有無が前回の判定から変更になる場合
3. 提出書類
 - ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
 - ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
 - ③特定事業所集中減算届出書（様式1）
 - ④（必要に応じて）「正当な理由」に関する添付書類（様式2～4他）
4. 提出期限：令和7年9月15日（月曜日）必着
※市役所窓口での受付は平日8：30～17：15です。15日（月・祝）は閉庁日となり、
窓口での受付は行っていないのでご注意ください。
5. 提出先：長野市地域包括ケア推進課 企画・管理担当
窓口へ持参、郵送、Eメールのいずれかでご提出ください。
6. その他
 - ・提出書類の様式、通知等については、長野市ホームページに掲載しています。

長野市トップページ → MENU → 健康・医療・福祉 → 高齢者福祉・介護
→ 介護保険に関する事業者向け情報 → 居宅介護支援 → 居宅介護支援の介護給付費算定に係る届出（特定事業所集中減算届出）

または、以下の URL からご確認ください。

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n101200/p006076.html>

※特定事業所集中減算の適用に係る割合の計算について以下の点にご注意ください。

①紹介率最高法人の占める割合の計算方法

$$\frac{\text{（訪問介護に関する紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数）}}{\text{（判定期間における居宅サービス計画総数）}} \times 100$$

②「判定期間における居宅サービス計画総数」の数え方

●居宅サービス計画の数は、「実際にサービスが提供され、給付管理を行った計画数」

〈例〉Aさんの9月分のプランを8月末に作成したところ、9月1日から体調悪化で入院し、退院が10月上旬であったため、9月中にAさんの居宅サービスの利用実績が全くなかった場合。

→9月分の給付管理は行われないことから、Aさんについては9月分の居宅サービス計画数はゼロとなります。

●国保連への請求が遅れる場合は、実際にサービスが行われた月の計画件数として取り扱う

〈例〉Bさんの9月分の居宅サービス計画を8月末に作成し、9月にサービス提供を行ったが、利用者の区分変更により、9月サービス提供分の国保連への請求を10月に行わず、1月遅れの11月に行った場合。

→国保連への請求が何月に行われたかに関わらず、実際にサービスが提供された月の計画件数として取り扱うため、Bさんについては9月分の居宅サービス計画数として数えます。

●複数の事業所、複数の法人を位置付けた居宅サービス計画については、サービスの種別ごとに数える

〈例〉Cさん 9月分サービス利用表

訪問介護	株式会社 a	〇〇ヘルパーステーション
訪問介護	株式会社 a	△△ヘルパーステーション
通所介護	株式会社 b	●●デイサービスセンター
通所介護	株式会社 c	▲▲デイサービスセンター
福祉用具貸与	株式会社 d	××レンタル事業所

→当該プランでは、福祉用具貸与の事業所は1か所のみですが、訪問介護と通所介護については2か所の事業所が位置づけられています。Cさんについては、訪問介護のプラン1件・通所介護のプラン1件、福祉用具貸与のプラン1件として、それぞれ数えます。

③「訪問介護に関する紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数」の数え方

●複数の事業所、複数の法人を位置付けた居宅サービス計画については、法人ごとに数える

※今年度、市内の事業所において、通所介護サービスを経営する法人ごとに集計を行うべきところ、通所介護サービスの事業所ごとに集計している事例がありました。

改めて、計算方法についてご確認ください。(介護保険最新情報 Vol.1304 参照)

〈例〉

A通所介護サービス事業所（C法人）を位置付けた居宅サービス計画数 1,600 件

B通所介護サービス事業所（C法人）を位置付けた居宅サービス計画数 1,000 件

通所介護サービス事業所を位置付けた居宅サービス計画の数 3,200 件

【誤った計算】

$$\frac{(\text{最も多いA通所介護サービス事業所の計画数}) 1,600}{(\text{通所介護サービス事業所を位置付けた居宅サービス計画の数}) 3,200} \times 100 = 50 (\%)$$

【正しい計算】

$$\frac{(\text{最も多いC法人の通所介護サービス事業所の計画数：A+B}) 2,600}{(\text{通所介護サービス事業所を位置付けた居宅サービス計画の数}) 3,200} \times 100 = 81.25 (\%)$$

- * 紹介率最高法人の割合が 80%を超えたことについて、「正当な理由」がある場合は減算となりませんが、長野市が審査した結果、記載された理由を不相当と判断した場合は、減算が適用されることとなります。
- * すべての居宅介護支援事業所は、特定事業所集中減算届出書（様式 1）を届出の必要性の有無にかかわらず、2 年間保存することになっています。

問い合わせ先：地域包括ケア推進課 企画・管理担当
TEL：026-224-7935
メール：houkatsucare@city.nagano.lg.jp

福祉施設等に勤務する管理栄養士・栄養士を対象にした研修会の開催について

公益社団法人日本栄養士会から、福祉施設等に勤務する管理栄養士・栄養士を対象にした研修会開催について周知依頼がありました。

研修会の開催要領につきましては、【別紙 1】をご覧ください。お問合せ・申し込みは直接、研修実施団体までお願いします。

問い合わせ先：（公社）日本栄養士会
TEL：03-5425-6555
メール：fukushi-jigyobu@dietitian.or.jp

外国人材活用介護事業所見学ツアーの開催のご案内

長野県介護支援課から、外国人介護人材の受入・活用のため、実際に外国人材が働く施設を見学し、受入れの工夫や課題、成功事例を直接学べる、見学ツアーについて周知依頼がありました。受講を希望される場合は、【別紙 2】を参照いただき、お申し込みください。

問い合わせ・申し込み先：セミナー事務局
TEL：050-3666-0501

災害時の介護活動に関するアンケートについて（協力依頼）

厚生労働省より、介護福祉士の方に向けて、災害時の介護活動に関するアンケートの協力依頼がありました。詳細については【別紙 3】をご確認ください。

問い合わせ先：（株）日本能率協会総合研究所 福祉・医療・労働政策研究部
TEL：0120-344-343
メール：k_policy@jmar.co.jp

令和7年度「アセッサー講習」受講者募集のご案内について

長野県介護支援課から、（一社）シルバーサービス振興会が開催する令和7年度『介護キャリア段位制度』アセッサー講習の開催について、周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細・お申し込み方法等については【別紙4】をご確認ください。

申し込み先：一般社団法人シルバーサービス振興会
キャリア段位事業部

TEL：03-3862-8061

令和7年度介護事業所医療対応力向上研修会のご案内

長野県医師会主催にて、介護老人福祉施設や介護老人保健施設、訪問看護ステーション、介護医療院等に勤務する介護・看護職を対象に、医療知識を習得し日常業務に役立ててもらうことを目的とした研修会が下記のとおり開催されます。参加を希望する場合は、下記申し込み先へ【別紙5】「報告様式」にてFAX又はメールにてお申し込みください。

日時 令和7年10月3日（金）午後2時30分～午後4時30分
場所 アルピコプラザホテル3階「ミヤビエ」（松本市深志1-3-21 TEL0263-36-5055）
定員 70名
参加費 無料
次第 テーマ1：「フレイル予防」
講師：厚生連長野松代総合病院リハビリテーション部
主任理学療法士 飯田 千晶 氏
テーマ2：「認知症の症状との付き合い方」
講師：厚生連北アルプス医療センター
精神科部長 荻原 朋美 氏

申込先：一般社団法人長野県医師会 保険医療課

FAX：026-235-6120

メール：hoken@nagano.med.or.jp

問い合わせ先：（一社）長野県医師会 保険医療課

TEL：026-219-3600

FAX：026-235-6120

【要介護・要支援認定者状況】（令和7年7月末日現在 地区別認定者数：21,376人）

地区名	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
第1地区	47	56	104	39	40	44	25	355
第2地区	99	108	201	95	85	109	60	757
第3地区	86	93	160	55	48	65	41	548
第4地区	29	29	56	20	23	27	11	195
第5地区	40	28	65	31	18	35	12	229
芹田地区	193	176	284	143	127	179	104	1,206
古牧地区	126	118	295	127	129	149	91	1,035
三輪地区	176	179	288	131	86	127	80	1,067
吉田地区	140	150	269	91	89	107	79	925
古里地区	126	80	176	95	65	99	41	682
柳原地区	66	41	102	57	36	52	18	372
浅川地区	52	73	124	57	52	70	36	464
大豆島地区	57	58	148	69	57	78	58	525
朝陽地区	93	103	219	100	85	104	71	775
若槻地区	173	169	343	144	120	186	99	1,234
長沼地区	19	14	36	15	17	18	14	133
安茂里地区	199	222	332	141	112	170	97	1,273
小田切地区	14	14	30	7	12	16	11	104
芋井地区	31	10	46	21	22	22	13	165
篠ノ井地区	366	314	570	250	226	363	204	2,293
松代地区	183	168	316	142	122	177	100	1,208
若穂地区	136	85	177	83	80	80	54	695
川中島地区	193	179	350	174	121	194	103	1,314
更北地区	267	215	424	184	157	225	151	1,623
七二会地区	20	25	41	17	6	19	11	139
信更地区	33	29	28	24	29	18	14	175
豊野地区	93	63	173	88	53	91	45	606
戸隠地区	30	13	61	33	41	63	31	272
鬼無里地区	20	12	52	20	24	16	15	159
大岡地区	41	9	22	10	10	13	5	110
信州新町地区	88	31	87	38	42	65	40	391
中条地区	48	9	59	14	29	24	8	191
市外	19	9	42	15	24	33	14	156
合計 (現存者)	3,303	2,882	5,680	2,530	2,187	3,038	1,756	21,376



介護保険最新情報について

今回（令和7年8月20日第622号）につきましては、厚生労働省老健局より、新たな【介護保険最新情報】の発出はありません。

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》 長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当

電 話： 026-224-7871（直通） / F A X： 026-224-8694

Eメール： kaigo@city.nagano.lg.jp

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたらしく生きる。長野市